

## 秘密指定解除

外交記録・情報公開室



一般請求権徴用者関係等専門委員会  
第1回会合

37.2.3

北東アジア課

1. 第6次日韓会談の一般請求権小委員会の徴用者関係等専門委員会第1回会合は、本/3日午後3時より4時30分まで、外務省235号室において開催された。双方出席者つぎのとおり。

〔日本側〕

外務省	ト 部 参事官
大蔵省理財局外債課	桜 井 課 長
"	金 子 事務官
"	杉 田 "
"	岩 瀬 "
" 主計局法規課	笹 田 "
厚生省援護局復員課	板 垣 課 長
" "	三 浦 事務官
" 業務二課	村 岡 課 長
" "	阿 部 事務官

33p  
10. 3. 1

總理府恩給局審議課	中島	課長	○
"          經理課	山下	事務官	○
郵政省貯金局第二業務課	柄田	課長	
"          "	助川	事務官	
労働省職業安定局雇用安定課	永田	事務官	○
外務省アジア局北東アジア課	森田	事務官	
"          "	渡辺	事務官	○
"          "	堀	事務官	

## 〔韓国側〕

弁護士	金潤根
韓国銀行參事	李相徳
經濟企画院秘書官	洪允燮
代表部二等書記官	金正泰
補佐	吳彩基
公報官	李揆現

## 2. 議事要旨

- (1) まずト部参事官より、朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料（別添1）を提出し、先に提出された韓国側の数字（別添2）と相当くい違いのあることを指摘し、厚生省からの説明を求めた。

そこで、厚生省板垣課長より、韓国側に対し、韓国側提出の数字のうち陸海軍の区別がわかるかと質したが、韓国側よりわからないと答えたので、日本側提出のうち、陸軍関係143,373人の数字を次のとおり説明した。

「軍人軍属については内地、朝鮮、南方方面所在の各部隊ごとに名簿があり、終戦後、各地より復員してくるごとに名簿を提出させ、それを昭和25.6年頃に集計したものが約14万に達した。一方、陸軍省が昭和20年3月全国の留守家庭に届出させ、それをまとめた数字と各部隊がもつていた

負傷者、死亡者の断片的な資料を合わせたものが約11万人となつた。上述の14万とこの11万の数字を合わせると約25万になるが、調査の結果、両数値の性格上、当然ダブつており、その照合作業を進めた結果、結局143,373人に落ち着いたのである。11万と14万の開きは時間的なずれと留守家族の思い違い、部隊名簿の整理の不完全によるものであると考えられる。しかし、日本側の提出した143,373の数字については現在名簿、カードともにそろつており、真実の数値であると確信している。想像であるが、韓国側の数字は上述の11万と14万を加えたものではないかと思う。」

ついで、厚生省村岡課長より海軍関係98千人について説明があり、これら軍人軍属の身上台帳は、内地は所管官署がもつており、戦地では派遣台帳をもつていた。朝鮮

分については鎮海海兵団に兵籍簿が保管されていた。それらの台帳を整理綜合した数字が、98,968人であると述べた。

これに対し、李相徳委員より、負傷者数は復員者数の中に含まれているか、また、日本側の24万と韓国側の36万とでは大きく違っているが、陸軍には18万6千人位いたのではないか、海軍は韓国側の推定数と2万位違いと質したので、板垣課長より、負傷者は復員者中に含まれている。また、陸軍18万6千といわれるのは、終戦当時の調査の結果、部隊からの報告で約8万、留守宅からの報告で約10万という数が出たが、これを合わせたものではないか、これは当然ダブっているものであると答えた。

また、李委員より、軍人軍属の動員されていつた地域別の数字がわかるかとの問に対し、日本側は軍人軍属合わせて終戦当時内地に約1万7千、朝鮮に約8万、その他の

外地に残り約5万程度いたと答えた。

これに対し、韓国側は「外務省調査月報」Vol. I No 9 には終戦時に内地には11万いたと出ており、「引揚援護記録」(85ページ)には約10万が外地から引揚げたとあり、日本側数値と矛盾するのではないかと述べたので、日本側より、韓国側のあげた資料の数字については検討し次回に意見を述べると答えた。

板垣課長より、別の見地から、朝鮮には昭和13年より特別志願兵制度が実施され、13年に400人、14年に600人、15年に3000人、16年に3000人、17年に4400人、18年に4400人が志願入隊し、19年からは徴兵令が実施され毎年5万人ずつ召集されたが、昭和20年には、そのうち6~7割しか入隊していない。これら全部を合計しても約12万にしかならず、韓国側の提出した数字はこの意味でも多すぎることを指摘した。

(2) 恩給関係については、数字の説明に入る前に李委員が、前回の委員会で、日本側が軍人恩給については増加恩給以外は考えられないといわれた点がよくわからないと発言したので、卜部参事官より趣旨を敷衍説明した。ついで、総理府恩給局中島審議課長より、日本側が提出の数字(別添3)を読みあげ、人員については厚生省の観測死亡年表を勘案し、金額については昭和23年に支給額が26倍に増額され、27年まで在職公務員のベースアップ率に応じて増額されている。なお、平和条約発効時までには、本邦に在住していて支払い可能な人には支払っており、その金額は294万5298円であるが、人数は今日はわからない旨説明した。

これに対して、金委員より朝鮮総督府裁定分と恩給局長裁定分の区別は、はつきりしているかと問うたので、日本側が、それ

は支払い台帳により、はつきりしていると答えた。

また、韓国側は、国庫、地方費の区別をしていないが、数字に相当の開きがある。未裁定分はどうかと質したので、卜部参事官より、それはいま恩給局にきいてもわからない。その取扱いについては本会議で決めるべきものだと思いが、韓国側は数字に、はつきりした根拠があるかと反問した。そこで、金委員より、日本には詳しい資料があるだろうが、韓国側には資料が少い、今日、伊関局長と昼食をともにした際も、名簿のことをあまりやかましくいわれると困る、われわれは何も訴訟をしているのではないと話したところ、そういう面もあるといつておられたと述べていた。

その後、日本側が恩給受給権者数をどうして調べたかと質したところ、韓国側より、



米軍政時代の1946年に郵便官署を通じて申告させたものであり、金額については官署別によつてアベレージが違ひ、1人当たり300円のところも、それ以下のところもあるが、細目については次回に資料を提出すると述べた。

- (3) 徴用労務者関係について、卜部参事官より、日本側は現在調査しているので数字を出すことが出来かねると述べ、韓国側はその提出数値が米国戦略爆撃調査団の調査資料によることを確認した。また桜井外債課長より、韓国側提出数値は全て日本側資料によるもので韓国側の資料はないのかと問うたところ、韓国側は確答を避けた。また、卜部参事官よりの問に答え、韓国側より、労務者の死亡者については1946年調査したが負傷者については推定数であり、いずれにせよ、軍属との重複はないと思ふと述べた。

- (4) 引揚朝鮮人の保管物件に関して、大蔵省より資料（別添4）提出があり、日銀券、鮮銀券は日本側が若干多い旨述べ、韓国側は検討させてもらいたい旨述べた。
- (5) 在外会社、閉鎖機関に関しては、大蔵省より、新会社名表（別添5）を提出、具体的な討議に関しては本間管財局管理課長が欠席のため次回にまわしたいと述べ、韓国側の了承を得た。
- (6) 次回会合に関しては、2月20（火）午後13時30分（午後）にすることに合意、今週の一般請求権の公式会議は行われないう旨意見の一致をみた。

朝鮮関係軍人軍属数

身 分		復 員	死 亡	計
陸 軍	軍 人	89,108	5,870	94,978
	軍 属	45,404	2,991	48,395
	計	134,512	8,861	143,373
海 軍	軍 人	21,008	308	21,316
	軍 属	64,639	13,013	77,652
	計	85,647	13,321	98,968
合 計	軍 人	110,116	6,178	116,294
	軍 属	110,043	16,004	126,047
	計	220,159	22,182	242,341

注 1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行なっていない。

2. 本計数には日本在住者を含む。

別添 2

韓国御主張数值

被徵用者数

	勞務者	軍人、軍屬	合計
生存者	648.081	282.000	930.081
死亡者	12.603	65.000	77.603
負傷者	7.000	18.000	25.000
合計	667.684	365.000	1.032.684

恩給關係人数

種類	人員
年金	35.120
一時金	20.268
合計	55.388

朝鮮係恩給計数

	普通恩給		増加恩給		普通扶助料		公務扶助料		合計		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
文 官	恩給局長裁定	1,754 千円			427 千円	21,224	47 千円	5,173	2,228 人	144,959 千円	
	朝鮮道裁総知事	4,626 千円			1,006 千円	41,573			5,632 人	261,468 千円	
	計	6,380 千円	338,457			1,433 千円	62,797	47 千円	5,173	7,860 人	406,427 千円
軍人	恩給局長裁定	159 千円	33	10 千円	118	7 千円	1		176 人	152 千円	
合 計	恩給局長裁定	1,913 千円	118,595	10 千円	118	434 千円	21,325	47 千円	5,173	2,404 人	145,111 千円
	朝鮮道裁総知事	4,626 千円	219,895			1,006 千円	41,573			5,632 人	261,468 千円
	計	6,539 千円	338,490	10 千円	118	1,440 千円	62,798	47 千円	5,173	8,036 人	406,579 千円

- 注 1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。  
 2. 本計数には、日本在住の恩給権者を含む。

別添 4

引揚朝鮮人からの保管物件集計表

	円
日 銀 券	10,048,746.63
鮮 銀 券	3,994,892.50
台 銀 券	640.00
連 銀 券	9,820.00
儲 備 券 (CRB\$)	460,000.00
軍 票 (PESO)	796.00
B 号 軍 票	35.00

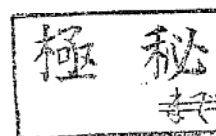
(注) 南北鮮の区別をしていない。

旧朝鮮地区に本店のあつた閉鎖機關  
および在外会社の新会社調

法 人 名	新 会 社 名
閉鎖機關 朝鮮 銀行	株式会社日本不動産銀行
在外会社 小林鋳業株式会社	ダイジェット工業株式会社
" 大日工業株式会社	大日鉛工業株式会社
" 株式会社丁子屋商店	株式会社丁子屋商店
" 日室鋳業開発株式会社	日室鋳業株式会社
" 日本高周波重工業株式会社	日本高周波銅業株式会社
" 京仁商船株式会社	大仁商船株式会社
" 日硬産業株式会社	日硬陶器株式会社
" 西日本汽船株式会社	新西日本汽船株式会社
" 豊国製粉株式会社	豊国製粉株式会社
" 金千代倉庫株式会社	
" 黄海農業株式会社	
" 斉藤合名会社	
" 斉藤精米株式会社	
" 株式会社大橋農場	大橋林業株式会社

在外会社 朝鮮皮革株式会社	同和皮革株式会社
" 日本耐火材料株式会社	日耐株式会社
" 成歆鉸業株式会社	美幌鉸業株式会社
" 朝鮮石油株式会社	石油化学工業株式会社
" 半島農業土木株式会社	株式会社新開地映画館 新開地土地株式会社
" 朝鮮郵船株式会社	東京郵船株式会社
" 株式会社朝鮮貯蓄銀行	貯銀興匯株式会社
" 株式会社朝興銀行	株式会社朝興社
" 株式会社朝鮮商業銀行	大昌商事株式会社





一般請求権徴用者関係等専門  
委員会第2回会合

37.2.21  
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会の徴用者関係等専門委員会第2回会合は、2月20日午後3時より5時20分まで外務省235号室において開催された。双方出席者つぎのとおり。

(日本側)

外務省	ト部	参事官
大蔵省理財局外債課	桜井	課長
"	杉田	事務官
"	岩瀬	事務官
" 管財局管理局	本間	課長
"	森本	事務官
厚生省援護局復員課	板垣	課長
" 業務二課	村岡	課長
"	阿部	事務官
総理府恩給局審議課	中島	課長

総理府恩給局審議課	横	溝	事務官
“ 経理課	山	下	事務官
労働省職業安定局雇用安定課	清	水	事務官
“ “	永	田	事務官
外務省アジア局北東アジア課	森	田	事務官
“ “	渡	辺	事務官
“ “	澄	川	事務官
“ “	堀		事務官

## 〔韓国側〕

弁 護 士	金	潤	根
韓国銀行参事	李	相	徳
経済企画院秘書官	洪	允	燮
補 佐	呉	彩	基

## 2. 議事要旨

- (1) まず、卜部参事官より、軍人軍属に関して  
前回の会合で韓国側が指摘した資料に対  
する日本側の検討の結果を発表してもら  
うと発言があり、厚生省板垣課長よりつぎ  
のとおり説明した。

『「外務省調査月報」にでている終戦当時  
内地にいた朝鮮人軍人軍属ノノ万という数  
字については、同調書にもこれは公的なも  
のでなく、個人的な見解と断つているが、  
この数は法務省入国管理局の資料から引用  
したものであり、そのもとは厚生省の資料  
であるが、引用の際若干の誤りのあつたこ  
とが判つた。すなわち、終戦当時、陸軍関  
係では軍人軍属合わせて内地に約 [REDACTED]  
[REDACTED] がいたが、これらの単なる事務処理のた  
めの参考資料として兵籍、留守宅別に [REDACTED]  
[REDACTED] の名簿をもつていた。法務省はこ  
の両者の数字は、すなわち [REDACTED]

■■■■■の数を在内地陸軍軍人軍属として出したのである。海軍関係については■■■■■という数字は正しく、陸海軍合わせて在内地の朝鮮人軍人軍属数は■■■■■というのが真実である。

つぎに「引揚援護の記録」に出ている約10万という数字については同書は数字を米軍の統計を引用しており、それには単に軍人軍属のみならず、一般人も含まれている。これはハワイからの引揚げの例をみても明らかである。』

これに対し、韓国側より、その一般人とは徴用労務者ではないか、日本人には出稼ぎに行っていた人もいるだろうが一般の韓国人はそんなに出ていなかっただろう。事実終戦後ハワイから韓国に引揚げてきたものは1人もいないと反論した。そこでト部参事官より、韓国側が、実際に1人もいないといわれれば、もとの米側の統計自身を

疑わざるをえないが、日本側は韓国側のあげられた資料を検討した結果を説明しているのであると述べた。板垣課長より、更に沖縄・豪州の例をあげ本統計が軍人軍属以外のものを含むものであることを説いたが、韓国側も豪州より一般韓国人が引揚げるはずがないと反論しながらも本統計が必ずしも軍人軍属のみでないことには一応納得した。ついで韓国側より、負傷者の数と行方不明の有無を質したのに対し、日本側より、負傷者の数は復員数に入っているが正確にはわからない。また行方不明者は調査および推定作業の結果、復員者と死亡者の中に入れられていると答えた。韓国側より、日本側の調査の結果はすべてをカバーしていると思うかと重ねて尋ねたので、日本側より部隊別名簿と留守宅からの届出の両方から調べたので全部カバーされていると信ずると答えた。そこで韓国側は本国に帰つて説

明するためにも、部隊別一覧表のようなものでもいただきたいと述べたが、日本側は、名簿の重複を避けるため各村単位に整理したので部隊別の一覧表を作るのは難しい旨答えたところ、韓国側は村別の一覧表でもいただきたいと述べたので、日本側は海軍の軍人は入隊年別の一連番号で整理されているのみなので、村別一覧表を出すのは難しいむしろ例えばサイパン地区の数と名簿を照合するという抽出的な方法は如何と述べた。これに対し韓国側は重ねて日本側数値をこのまま本国政府にのませることは不可能なので、部隊別ないし道別の数値を示していただきたいと述べたので、日本側よりどの程度可能か検討しようとして述べた。

なお、韓国側は参考までとして朝鮮人軍人軍属の遺骨で現在なお日本に保管されているものの数および保管場所を知らせてほしいと述べたので、日本側より次回にでも述べることを約した。

(2) 次いで要綱Ⅳ閉鎖機関および在外会社関係に移り、本間課長よりさきに韓国側から提出のあつた韓国側質問事項(別添2)に対する回答(別添3)を提出し、次のとおり説明した。

「韓国側の質問3.閉鎖機関の韓国人株主の明細、4の朝鮮銀行の1955年末の在日財産状況に関しては早急に資料を提出することは困難である。すなわち、閉鎖機関として指定された法人は1088機関にのほり、そのうち約20機関が現在清算中であるが、清算を終了した機関の書類は現在大蔵省が保管しているが、その書類はきわめて厩大な量であり、他方、第二会社が設立されたものについては当該第二会社がこれらの書類を保管している。朝鮮銀行についていえば現在日本不動産銀行がこれらの書類を保管しており、日本不動産銀行はさらに株式業務を日奉証券代行株式会社

託している。従来韓国側に口頭ないし書類で説明した閉鎖機関の数値はすべて自分達のメモを基礎にして作成し説明ないし提出したものであり、今回韓国側から要求のあつた朝鮮人株主の明細等については、日本不動産銀行又は日本証券代行株式会社が保管している株式等に関する書類の原始記録を調査し確認のうえ韓国側にさし上げたいと思うので御了承願いたい。とくに閉鎖機関の株主名簿については韓国側の保持している株主名簿と照合したいので韓国側よりも朝鮮人株主名簿を提出してほしい。日本側において朝鮮人株主と認定している株主以外にも創氏改名等により所在不明者の中にもあるいは朝鮮人株主がいるかもしれないとも考えられる。また、朝鮮銀行についていえば、昭和20年6月株主総会開催前に株主を確定するため名義書換えの停止を行なつた上株主確定の措置をとつており、



さらに第二会社設立の直前である昭和32年にふたたび株主の確定の措置を行なっている。」

これに対し、李委員より韓国側としても日本側の事情もよくわかるので無理は申さない。次回にでも説明していただければ結構である。

閉鎖機関の株主名簿については一応日本側より出していただければと思う。また、質問の第1項の在外会社の明細とは名称のことであり、韓国側のもっているリストを送るのでチェックしてもらいたいと述べた。

(3) 帰還同胞寄託財産中朝連関係に移り、ト部参事官より、本件に関しては現在主管官庁である法務省に照会中であるが、記録の半分位は差押えを行なつた各府県が保管しており、準備に時間がかかるようである。朝連財産処分に関するS C A Pの指示文というものはなく、ポツダム勅令である団体等規制令で行なつたものであると述べ、さらに日本側より、韓国側の主張である5,455万円の根拠を質したところ、韓国側より手持の資料がないので次回に説明すると述べた。

(4) 次いで、同じく寄託財産の在日朝鮮銀行券の処理状況に入り、大蔵省より鮮銀券の処分については第一に韓国銀行の李氏立会いで焼却した分(21年3月11日/4999.200円、21年4月306百万円)であり、(立会書写を韓国側に提出、別添

4) 第二に、昭和23年、1月23日付で総司令部に返還した101万円、第三に昭和23年11月22日付でパルプ化した162323500円でありすべて総司令部の司令に基づいて行なつていと述べた。これに対し李委員より、一部資料によると鮮銀券がまだ6000万円ほど残つているといわれ、また日銀の矢野氏の書簡によつても外地から引揚げてきた日本人が鮮銀券をもつてきたよりである。

同書簡のコピーを提出するので検討してもらいたいと述べた。また韓国側は日本側のとつた諸措置を指示した総司令部の司令の写をもらいたい旨述べたので、日本側より次回に提出すると述べた。

- (5) 韓国人被徴用者未収金についてはSCAPよりの書簡には237百万円を預つているとあるが、これにはかなりの重複がある

ので検討中であるが、本日のところ説明の準備ができていないと述べ、韓国側もこれを了承した。

(6) 次いで恩給関係に入り韓国側より別添5のとおり要求数値の提出があり、次のとおり説明があつた。すなわち、既裁定分については恩給業務を扱つていた郵便局窓口を通じ、恩給金庫の調査とも照合し、得た数値であり、未裁定については終戦当時申請中のもの、および、恩給受給権は生じているが書類の未提出のものも含んでいる。38度線以北の分については既裁定、未裁定分ともに一定の割合で推定を行なつていと述べた。これに対し日本側より韓国側の数値には恩給法上の国庫支弁、地方費支弁および道令、府令による恩給も含んでいるかと質したところ、韓国側より恩給法上の地方費支弁分は含まれているが、道令、府令によるものは含まれないと思うが、なお調べてお答えしたい。国庫支弁、地方費支弁の別については既裁定分はわかりかねるが、未裁定分についてはわかるはずである。未

裁定の裁定者別でいえば恩給局長、総督府裁定 / 対道知事裁定も程度の割合であると述べ、必ずしも要領をえないので中島課長より、日本側としては日韓間の数値の違いが推定の差異によるものか、もしくは対象のちがいによるものか承知したいわけであると述べたところ、韓国側より恩給関係については本日の発言を訂正することがあるかもしれない、よく検討してみると述べた。

ここにおいて金主査より、日本側から未裁定者に対する計数を提示してもらいたいと述べたので、卜部参事官より未裁定分については公式委員会の席上で言ってもらいたいと述べたところ、韓国側は重ねて韓国側より提出した未裁定の数字に対する日本側の見解として専門委員会で提出してもらってもいいのではないかと述べたので、卜部参事官より検討すると答えた。

- (7) 時間の都合により徴用韓人については次回にのばすことになり、次回に予定されていた公式委員会をとりやめ、木曜日にふたたび専門委員会を開くことに双方意見の一致をみた。

別添 /

引揚援護庁「引揚援護の記録」(資料85頁)

朝鮮人外地在住者引揚(昭24.4/現在)

豪州地区	3.051
中国	58.924
関東州	2
台湾	3.449
ハワイ	2.647
香港	302
樺太・千島	55
満州	11.609
蘭印	454
北仏印	120
太平洋地区	14.014
比島	1.408
琉球諸島	1.757
シベリヤ地区	150
東南アジア地区	7.401
計	105.343



別添 2

韓国側質問事項（仮訳）

1962. 2.17

韓国側より送付

帰還同胞寄託財産関係

1. 朝連財産処分に関する S C A P 指示文の  
C O P Y
2. 向処分金額
3. 在日朝鮮銀行券（日本銀行券との交換残額）  
処理状況

閉鎖機関及び在外会社関係

1. 閉鎖機関（4社）及び在外会社（184社）  
の明細及び各清算終了日及び整理未了在外会  
社（4社）の名称
2. 清算未了中である朝鮮金融組合連合会の最  
近の財産目録
3. 閉鎖機関会社の韓国株主の明細及び（清算  
にあつて）何時の株主名簿を基準としたか。
4. 旧朝鮮銀行の1955年末の在日財産状況

別添 3

現在整理中の在外会社一覧表

法 人 名	本店又は主たる事務所の所在地
財団法人交通康生会	京城府龍山区
日鮮礦業株式会社	咸鏡北道鏡城郡
秋田証券株式会社	京城府中区
金 融 組 合	朝鮮地区 6 2 6 カ所

(注) 本表には、旧朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する在外会社のうち、現在整理中のものを掲記した。

次頁不開示

別添4

Particulars of the Bank of Chosen Notes  
incinerated

<u>Denomination</u>	<u>Amount</u>
100 yen notes	¥3,661,700.00
10 yen notes	¥9,299,930.00
Total	¥12,961,630.00

The undersigned hereby certify that the above-mentioned Bank of Chosen Notes were destroyed in the incineration furnace in the Bank of Japan in their presence on August 23, 1950.

Witnesses:

Bank of Korea

\_\_\_\_\_  
C.H. Kim,  
Deputy-Governor

Ministry of Finance

\_\_\_\_\_  
H. Mitsugi,

Bank of Japan

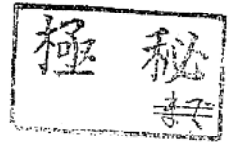
\_\_\_\_\_  
T. Sakuma,  
Chief, Cashier's Dep't.

別添 5

37. 2. 21  
韓国側より提出

年金請求明細

年金	既裁定	19.232 <sup>人</sup>	115,469,500 <sup>円</sup>
	未裁定	15.888	174,175,500
	計	35.120	289,645,000
一時金	既裁定	159 <sup>人</sup>	130,034 <sup>円</sup>
	未裁定	20.109	16,419,936
	計	20.268	16,549,970
	総計	55.388	306,194,970



一般請求権徴用者関係等専門委員会  
第3回会合

昭37.2.23  
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会の徴用者関係等専門委員会第3回会合は、2月23日午後3時から4時まで外務省235号室において開催された。双方出席者次のとおり。

〔日本側〕

外務省	卜部参事官
大蔵省理財局外債課	桜井課長
〃	杉田事務官
〃	岩瀬
〃 主計局法規課	笹田事務官
労働省職業安定局雇用安定課	
	清水事務官
〃	永田
外務省アジア局北東アジア課	
	森田事務官

## 外務省アジア局北東アジア課

		杉	山	事	務	官
〃	〃	渡	辺	〃		
〃	〃	澄	川	〃		
〃	〃	藤	田	〃		
〃	〃	堀		〃		

## 〔韓国側〕

韓国銀行参事	李	相	徳
経済企画院秘書官	洪	允	燮
補佐	呉	彩	基

## 2 議事要旨

- (1) まず日本側より別添資料「集団移入朝鮮人労働者数」を提供し、労働省より次のとおり説明した。
  - (イ) 標題を「集団移入朝鮮人労働者数」としたのは、徴用令に基づく徴用労働者のみならず自由募集および官あつせんによる労働者も含まれており、また、南北鮮両方の労働者が含まれているためである。
  - (ロ) 集団移入当時の名簿は各事業場で保管しており、移入、転入、帰鮮、逃亡、死亡、負傷、現在数なども各職場で整備されていた。これに対して年3回各府県を通じて中央で集計され、最後の集計は昭和20年3月で、そのあとは終戦時現在数が把握された。したがって当時中央では集計統計があるだけで、厚生省には個人別名簿は保管されていない。ただし、昭和21年6月に総司令部の命令で各府県を通じて集めた名簿17府県分だけは

ある。その他の道府県については現在調査中である。またその集計とは別に内務省警保局で調査した集計がある。

(イ) 総数 667,684 名については、かなり真憑性の高いものと考えられるが、これは自由募集、官あつせん、徴用と強制の度合の全く異なる三種の労務者が含まれている。

(ロ) 日本側資料のうち、総数と終戦時現在数は、厚生省調査であり、昭和 20 年 3 月末移入労務者現在員数の内訳は内務省の調査である。

(ハ) 4 番目の数字のうち復帰者 12,626 名は職場離脱者でその後職場に復帰した者であり、職場離脱者 226,497 名には含むが、減耗数には含まない。

また、その他 46,306 名の中には死亡者および病気、家事都合等による永久帰鮮者等が含まれている。



(2) 更に日本側より韓国側の質問に答え次のような補足説明を行なった。

- (1) 4、の数字は、20年6月には統計をとらなかつたのでこの種の統計としては最も新しいものである。77府県以外のものについて目下調査中であるのでそれが集まればこの4、の数字はもう少し正確になると思う。またその中の職場離脱者は原統計では逃亡者となつている。
- (ロ) 終戦時現在数を厚生省でどのような方法で調査したか明らかでないが、各府県にあつた協和会とか、警察関係で数字を握つていて、最後のころは、警察電話などで報告していたようにも聞いている。
- (ハ) 1945年4月以後の徴用の状況については、日本内地の空襲で工場が焼けたり、連絡船の欠航も多く、内地への送中は事実上停止状態にあり、4月20日の閣議では、半島人労務者の送中は当分見

合わすということが報告されている。

- (二) (韓国側が4、の数字のうち209750人の所在不明者を問題にし、これは待遇が悪くて死んだのではないかと述べたのに対し)この数字は、昭和14年9月から20年3月までの累計で当時の労務者の生活条件はそう悪いものではなく、死んでいるとは考えられない。死亡の場合は事業所で手当を与え、遺骨は送りがえしているのでこの数字が死亡ということとは全然考えられないと説明した。(またこれら職場離脱者の殆んどが韓国に帰らなかつたのではないかとこの質問に対しては、)当時の職場の状況からみて職場離脱は容易であつた旨説明した。
- (三) 17府県については、事業所がどんな所であつたか、また死亡者についても分る旨説明した。ここで日本側より韓国側で出した1万2千人の死亡者数につい

て、その割合が多すぎる点、調査方法及び軍人、軍属が含まれていないかの点を質したところ、韓国側は、昭和21年ごろ行政官庁を通じて調べた旨及び、軍人、軍属は含まれていない旨答えた。

- ㉞ 再び韓国側より職場離脱者の問題についてこれらのものは韓国に帰っていないと思うが20万もの数が、当時の配給制度、警察制度から推して、かくれておれたか疑問であると述べたのに対し、日本側より、一カ所に固まっているわけではなく全国方々に散らばればそういうこともあり得る旨及び、死亡者、所在不明者については研究をしてみる旨述べた。更に、募集、徴用の方法について応酬があつた後日本側より、自由募集、官あつせんの当時は内地渡航の希望が多く、むしろ労務者が日本内地に来るのを制限していたと聞いている旨述べた。

(3)(1) ト部参事官より、前回会合で韓国側より提出された年金請求明細の積算基礎について質したのに対し、韓国側は、このつぎに準備して答えると述べた。

(ロ) 大蔵省側より有価証券の所有者別および食糧証券について質したのに対し、韓国側は有価証券の登録番号については後になるが所有者別については先に提出する用意がある、また食糧証券については本国に問い合わせ中であると答えた。

(ハ) 韓国側より、未収金の重複について質したのに対し、大蔵省側より供託金を一括取扱っていた法務省と原所管庁である陸、海、労働の各省との間に約6千万円の重複があり、この点は第2次会談で説明してある、この外、労働省関係の分で誤があるがこれについては目下調査中であると説明した。

(※) 日本側より、帰国韓人の朝連寄託金の関係につき韓国側の請求金額の根拠を質したところ、韓国側より、現在のところ請求額を説明する記録がない旨述べた。

3. 次回会合は2月27日(火)午後3時より開くことになった。

別 添

集団移入朝鮮入労務者数

1. 総数 667,684
2. 終戦時現在数 322,890
3. 集団移入の種類

種類	期 間	人 員
総数	1939年9月-1945年4月頃	667,684
自由募集	1939年9月-1942年2月	148,549
官斡旋	1942年2月-1944年8月	約32万
国民徴用	1944年9月-1945年4月頃	約20万

4. 昭和20年3月末移入労務者現在員数

移入者数	604,429
減耗数	328,567
内訳	
( 帰還満了帰鮮者 )	52,108
( 不良送還者 )	15,801
( 職場離脱者 )	226,497
( 所在不明者 )	209,750
( 発見送還者 )	4,121
( 復 帰 者 )	(12,626)
( その他 )	46,306
現在員数	288,488

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室



一般請求権徴用者関係等専門  
委員会が4回会合

37. 2. 27  
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会の徴用者関係等専門委員会が4回会合は、2月27日午後3時から約1時間、外務省235号室において開催された。双方出席者つぎのとおり。

日本側	外務省アジア局北東アジア課	前田課長
	大蔵省管財局管理課	本間課長
	〃 〃 〃	山野事務官
	大蔵省理財局外債課	金子事務官
	〃 〃 〃	杉田 〃
	〃 主計局法規課	笹田 〃
	厚生省援護局業務二課	村岡課長
	〃 〃 〃	阿部事務官
	〃 〃 復員課	三浦 〃
	総理府恩給局審議課	中島課長
	外務省アジア局北東アジア課	森田事務官
	〃 〃 〃	杉山 〃
	〃 〃 〃	渡辺 〃

	外務省アジア局北東アジア課	澄川	事務官
	" " "	藤田	"
	" " "	久一	"
韓国側	弁護士	金潤	根
	韓国銀行参事	李相	徳
	弁護士	鄭泰	燮
	経済企画院長秘書官	洪允	燮
	駐日代表部2等書記官	朴相	斗

## 2. 議事要旨

- (1) 最初に前田課長より、本日の会議は、日本側よりの閉鎖機関、在外会社のリスト提出及びその照合、韓国側よりの有価証券所有者別リスト提出並びに軍人、軍属の数字、恩給の明細、徴用労務者関係についての事実究明等が主な仕事と心得る旨述べ、韓国側もこれを了承した。
- (2) 本間課長より、「清算(整理)終了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」(別添1)を提出し、次のように説明した。



(イ) 朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する法人であつて在外会社に指定されたものは当初300法人以上であつたが、その後清算の対象となる在日資産がないことが判明したため、在外会社の指定を解除されたものがあり、結局朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する在外会社は188法人である。韓国側は、朝鮮地区に本店又は主たる事務所がある法人は300法人以上あるといわれるが、韓国側からそのリストを貰えれば、チェックしたい。

(ロ) 本一覧表に掲記してある法人の配列は、閉鎖機関及び在外会社ともそれぞれ指定された日付順に配列してある。なお、在外会社については昭和24年8月1日付をもつて在外会社に指定された法人が相当数あるので、これらの法人については、アイウエオ順に配列のうえ記載した。

- (ハ) 在外会社についていえば、整理完結の日付が昭和30年以降となつている法人の大部分は、当該整理完結日以前に整理を完結し、登記簿を抹消したが、その後新たに生じた財産を整理の対象に加え債務の追加弁済又は残余財産の追加分配を行なうために法人格を復活し整理を行なつたため、整理の完結が昭和30年以降となつたものである。
- (ニ) 本一覧表に掲記してある閉鎖機関及び在外会社のうちには、新会社を設立して清算又は整理を結了した法人も含まれており、さらにこれらの清算又は整理を結了した法人のうちには朝鮮人の株主がない法人も含まれている。また30社を越える北朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する法人も含まれていることに留意されたい。
- (9) 要綱4に関し、次のような質疑応答が行なわれた。

(イ) 李委員より、今のところ韓国側は希望するわけではないが、必要なときには資料を見せて貰えるかと尋ねたのに対し、本間課長より、御希望の事項をうけたまわつたうえで検討することとしたいと答えた。

(ロ) 李委員より、たとえば、朝鮮商業銀行や無尽会社等については日本に相当のまとまつた資産があつたと思う。前に出された分配留保の表（注）「旧朝鮮に本店又は主たる事務所を有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額」）に掲記されていない法人は日本に財産がなかつたのかと質したのに対し、本間課長より、あの表に掲記されている法人以外の法人は負債超過か又は残余財産があつても当該法人の株主の中には旧朝鮮人株主がなく、したがつて旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配はないので旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留

保額の表にはこれらの法人は掲記されていないと説明した。

- (ハ) 李委員より、前にお願ひしてある1955年末の朝鮮銀行の資産状況及び残余財産の分配金として留保されている朝鮮人株主の名簿はどうなつてゐるのか質したので、本間課長より、株主名簿については、閉鎖機関のうちには旧朝鮮人株主が非常に多い法人もあり、又旧朝鮮人株主を株主名簿から抽出するためには相当の事務量を要するので、前回の会議の際にも御了承を得たとおり韓国側で~~お~~持ちの株主名簿を貰つてつき合せることにしたい。また朝鮮銀行の資産状況の資料については、日本側の国内事情ではあるが、現在閉鎖機関の関係書類を収納してある倉庫の移転等のため、2、3週間で資料を作成することは困難である旨説明した。なお、韓国側は株主名簿は日本側から先に出すのが順序であると述べたがこれをどちら

から先に出すかについては結論を得なかつた。

- (4) つぎに、韓国側より、「韓国法人所有有価証券調書」(別添2)を提出したので、これに対し金子事務官より、本資料は7法人となつているが、これ以外のものはどうなつているのか、また食糧証券の資料はどうなつているかと質問したところ、李委員は、これ以外にもあると思うが、今その数字は握つていない、トータルには通信関係と個人の分はのつていない、また食糧証券が現物か否かについてはまだ京城から連絡がない旨説明した。

なお、韓国側は本資料提出の際、軍人、軍属の遺骨関係について質問したので、日本側からは今日は準備していない旨答えた。

- (5) 金子事務官より、要綱5の生命保険の支払準備金に関し、その残高で個人個人の別は失なつたとのことであるが、各社別の残高尻が分れば、知らせてほしいと述べたと

ころ、李委員より、この問題は要綱6とともに討議するといわれた筈であると答えたので、更に、金子事務官より、韓国側では438百万円といわれたが、日本側の計算では、南鮮地区の韓国人契約者に対応する分としては、その一割程度であり、会社数も18社となつている、要綱6で一括して討議することにすればどちらでもいいことであるが、ただ双方の数字がちがうということだけお知らせしておきたいと述べた。

(6) 李委員より、韓国人被徴用者未収金はどうなつているかと質したので、大蔵省杉田事務官より、法務省関係の集計における重複約6千万円は分つているが、労働省関係で、1億円程の錯誤があるので、現在調査中であると説明した。

(7) 厚生省村岡課長より、韓国側提出の資料に関し、陸海軍の軍人、軍属の各数値の根拠及び資料について伺いたいと述べたところ、李委員より、韓国側は軍人、軍属関

係の資料は、日本側で焼却したか、持帰つたため、韓国側として最も資料のない項目であり、すべて推定にもとづいたものである。従つて、陸、海軍別の区分も分つていないと述べた。

さらに、村岡課長より、軍人、軍属の区分は分るか、また傷病者の数はどうして出したのかと質したところ、李委員は、軍人、軍属の区分も分らない、傷病者の数は日本の被害率を参考にし、平均この位でないかといふ数字を出したと述べ、また日本側より、日本側の外務省調査月報や引揚援護の記録から資料をとつたのかと質問したのに対し、それ以外のものも参考にした旨答えた。

次に李委員より、日本側の資料には傷病者数がでていないがどうしたのかと質したので、厚生省側より、朝鮮人としては数値が出ていない、ただし才2次大戦中、陸軍の動員数700万、そのうち現在までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は16

万人である、これは死亡者は別である。なお、海軍関係では朝鮮関係として集めた名簿があり、その傷病者数の合計は2,27名（軍人のみ）となつてゐる。実際問題として朝鮮人は戦地に出ていないのでその傷病率は低かつたと答えた。

また、李委員より、今度の戦争では、負傷率より、死亡率の方が多かつた、韓国側では日本側の負傷率5%を参考にしたものであると述べ、更に、日本側提出の労務者関係の表に死亡者、負傷者数がでていないがどうなつてゐるかとの質問したが、日本側では労働省関係者が出席してゐないのでその回答を留保した。

- (8) 大蔵省金子事務官より、韓国側生存者、死亡者、負傷者に対する補償請求金額の単価の算定の根拠について質問したのに対し、李委員より、軍人、軍属、徴用者をひつくるめて、生存者200ドル、死亡者1,650ドル、負傷者2,000ドルとなつてゐるがそ



の金額の出所は、(イ)生存者に対する分200ドルは特別の根拠はなく、精神的肉体的苦痛を考えたものである。(ロ)負傷者に対する分2000ドルは日本の援護法を参考にして計算した。すなわち、平均の障害を5項症とし、年間140ドル、平均寿命35年として、総額4900ドルになる、それを年金現価として計算すれば、一時金2030ドルとなり、それから2000ドルという数字を出した。(ハ)死亡者に対する分1650ドルは遺族を配偶者及び子供2人と推定、年間170ドルを1.5年支給するとして計算すれば、2550ドルとなり、それを年金現価に換算1650ドルという数字を出したと説明した後、日本側の質問に対し、死亡者の場合の給与期間を1.5年としたのは子供の成年になることを計算に入れたものであり、170ドルは日本の法律を参考にし、それに最近のベースアップを織り込んだものである。また、生存者に対する200ドルは、200

ドル以上請求してもまともにならないということ  
を考えて、この数字にしたものであると  
説明した。

(9) 厚生省側より、先程説明した海軍関係傷  
病者227人は公務に基因しない傷病者も  
含まれていると述べたところ、金主査より、  
例を上げるとどんなものがあるかと質した  
ので、厚生省側より、内地における胃腸病、  
脳溢血等である旨答えた。

(10) 更に、李委員より、軍人、軍属の数の問  
題で日本側資料では死亡2万数千人になつ  
ているが、死亡者関係の恩給は資料のどこ  
に含まれているかと尋ねたので、中島課長  
より、平和条約発効まで軍人、軍属に対す  
る手当は出来ないことになつているから、  
今まで出した資料には出ていない、朝鮮人  
軍人、軍属に対する普通恩給は昭和21年  
1月分までの4、5カ月分、増加恩給は昭  
和27年4月の平和条約発効までの分は支  
払われることになつている。傷病者に対す

る増加恩給は日本側で出した資料の中に含まれているが、未裁定分は分らないので計算されていない。なお、国内的には、日本人の軍人恩給は、昭和28年4月以降、援護法関係では昭和27年4月以降支払っており、傷病者に対しても、そのレートが高くなっている旨説明した。

また金主査より、軍人恩給該当の韓国人数を調べられるかと質したのに対し、恩給局側より、推定すればできると答えるとともに、既裁定分については、韓国側では南部の郵便局の台帳記載の数値から得たものであるとのことであるが、地方費負担、国庫負担、総督府負担分が台帳にどのような形で載っていたか分るのか、裁定による区分はどのような記号で、また公務員の種別はどのような色分けであつたか分るかと質したところ、韓国側は分ると思ひ旨答えていた。

- (11) 最後に金主査より、今後の会議の進め方について、この後専門委員会を開いても一

回位であるし、公式の委員会も開かねばならないので、一応この程度で専門委員会は閉じることとし、再開の必要があれば、その時に相談することにしたと述べ、李委員よりは、未収金関係が残っているが専門委員会をもつ程必要でないと考える旨述べたのに対し、前田課長より、日本側で専門委の仕事は本会合で終り得るとは必ずしも考えない、卜部参事官にも報告、大蔵省側とも相談した上、改めて連絡することにした旨述べ、韓国側もこれを了承した。

別添 /

清算終了した閉鎖機関一覧表

法人名	本店又は主たる事務所の所在地	清算終了日
朝鮮銀行	京城府中区	3 2 7 2 4
株式会社朝鮮殖産銀行	京城府中区	3 3 9 3
朝鮮信託株式会社	京城府中区	3 4 7 1 8
合計 3 法人		

整理完結した在外会社一覧表

法人名	本店又は主たる 事務所の所在地	整理完結日
朝日軽金属株式会社	京城府中区	3 1. 3.26
小林鋳業株式会社	京城府中区	3 2. 5.14
大東鋳業株式会社	京城府中区	2 6.1 0.30
大日工業株式会社	咸鏡南道興南府	2 6. 4.20
株式会社丁子屋商店	京城府中区	2 6. 6.18
朝鮮郵船株式会社	京城府中区	3 2.1 1.29
朝鮮油槽船株式会社	京城府中区	2 6. 9.12
日窒鋳業開発株式会社	京城府中区	3 2. 7.15
日本高周波重工業株式会社	京城府中区	3 2. 7.15
三井軽金属株式会社	京城府鏡路区	3 1. 4.11
石川県農業株式会社	全羅北道金堤郡	2 6. 5.14
エタニットパイプ朝鮮販売株式会社	京城府中区	2 6. 3.14
株式会社大橋農場	全羅北道釜山郡	2 6.1 1.17
共栄殖産株式会社	咸鏡北道城津府	2 6. 7.11
金井鋳業株式会社	京城府中区	2 6. 8.16
京城化学工業株式会社	京城府中区	2 6. 9. 7

京城電気株式会社	京城府中区	26.	7.11
京仁商船株式会社	京城府中区	26.	5.1
光州産業株式会社	全羅南道光州府	26.	7.11
光徳鉦山株式会社	京城府中区	32.	9.2
株式会社沢山兄弟商会	釜山府	26.	9.7
三成鉦業株式会社	京城府鐘路区	26.	8.16
三陟開発株式会社	京城府中区	32.	5.14
昭陽鉦業株式会社	京城府中区	27.	3.19
順安鉦業株式会社	平安南道平原郡	32.	7.15
成歛鉦業株式会社	忠清南道天安郡	27.	1.17
清津魚糧工業株式会社	咸鏡北道清津府	34.	6.18
大陸重工業株式会社	釜山府	26.	3.14
高瀬合名会社	京城府中区	32.	7.15
株式会社高橋商店	京城府中区	26.	3.14
株式会社高福商店	京城府中区	26.	9.7
辰巳物産株式会社	京城府中区	31.	4.6
瑞豊鉄道株式会社	京城府中区	26.	4.6
中外興業株式会社	平壤府	27.	3.24
朝鮮アルミニウム工業株式会社	仁川府	32.	5.18

朝鮮雲母開發販売株式会社	京城府中区	26.	3.14
株式会社朝鮮衛生実験所	京城府	26.	3.14
朝鮮鴨綠江水力発電株式会社	京城府中区	26.	3.14
朝鮮碍子株式会社	京尙南道馬山府	31.	8.9
朝鮮海陸運輸株式会社	京城府中区	32.	9.6
朝鮮火薬製造株式会社	京城府中区	26.	3.14
株式会社朝鮮機械製作所	京城府中区	26.	5.14
朝鮮教学図書株式会社	京城府鐘路区	26.	3.14
朝鮮漁業合資会社	江原道高城郡	26.	5.14
朝鮮切鋸販売株式会社	京城府	32.	3.8
合資会社朝鮮均益貿易公司	京城府永登浦区	26.	7.11
朝鮮近海運輸株式会社	京城府中区	26.	7.11
朝鮮吳羽紡績株式会社	京城府中区	26.	3.14
朝鮮輕金属株式会社	京城府鐘路区	32.	9.7
朝鮮京南鉄道株式会社	忠清南道天安郡	32.	9.2
朝鮮毛織株式会社	慶尙南道密陽郡	26.	4.6
朝鮮光学工業株式会社	京城府中区	26.	5.14
朝鮮鋼管販売株式会社	京城府	31.	3.26
朝鮮興業株式会社	京城府	31.	3.26



朝鮮鉍業振興株式会社	京城府西大門区	3 1.	3. 2 6
朝鮮山皮鉍山開發株式会社	京城府中区	2 6.	8. 1 6
朝鮮自轉車製造株式会社	京城府中区	2 6.	9. 7
朝鮮重工業株式会社	釜山府	2 6.	4. 6
朝鮮食糧営団	京城府	3 2.	3. 8
朝鮮神鋼金屬株式会社	京城府中区	3 1.	8. 1
朝鮮人造石油株式会社	咸鏡北道慶興郡	3 2.	2. 9
朝鮮水産開發株式会社	京城府中区	3 1. / 0. 2 2	
朝鮮水産化工株式会社	咸鏡北道清津府	3 2.	5. 1 4
朝鮮住友輕金屬株式会社	京城府鐘路区	3 6.	8. 1 6
朝鮮製塩工業株式会社	京城府中区	2 6.	4. 6
朝鮮製鉄株式会社	京城府中区	2 7.	1. 1 7
朝鮮製油株式会社	釜山府	3 1.	3. 2 6
朝鮮石炭株式会社	京城府中区	3 1. / 0. 2 2	
朝鮮石油株式会社	京城府中区	2 6. / 0. 1 3	
朝鮮石油配給株式会社	京城府西大門区	2 6.	4. 6
朝鮮船舶運航統制株式会社	京城府	2 6. / 1. 1 7	
朝鮮大陶工業株式会社	京城府	2 6.	3. 1 4
朝鮮東海電極株式会社	鎮南浦	2 6.	3. 1 4

朝鮮電業株式会社	京城府中区	32.11.25
朝鮮電業製鉄株式会社	京城府中区	31.10.11
朝鮮電工株式会社	京城府	31.5.29
朝鮮鉛工業株式会社	仁川府	26.3.14
朝鮮日産化学株式会社	京城府	26.5.14
朝鮮農薬株式会社	京城府	31.4.6
朝鮮麦酒株式会社	京城府	26.7.11
朝鮮皮革株式会社	京城府永登浦区	33.8.13
朝鮮物産株式会社	京城府中区	32.3.8
朝鮮報国鋳業株式会社	京城府	26.8.16
朝鮮紡織株式会社	釜山府	32.5.14
朝鮮松下電器株式会社	京城府永登浦区	26.3.14
朝鮮無煙炭株式会社	京城府	32.2.9
朝鮮棉花株式会社	木浦府	32.8.31
朝鮮油脂株式会社	京城府鐘路区	32.9.7
朝鮮洋紙配給株式会社	京城府中区	31.3.26
朝鮮理研航空機材株式会社	忠清南道太田府	26.4.6
朝鮮煉炭株式会社	京城府西大門区	26.7.11
株式会社辻本商店	京城府	26.11.17

東宇興業株式会社	忠清南道天安郡	32	5/4
東拓鉷業株式会社	京城府中区	32	9/2
東邦鉷業株式会社	京城府	32	5/4
東棉纖維工業株式会社	京城府中区	32	2/9
永岡産業株式会社	京城府	26	8/6
中川鉷業株式会社	京城府	26	8/6
南北棉業株式会社	京城府中区	26	10/3
西日本汽船株式会社	釜山府	26	6/30
日海土地建物株式会社	京城府中区	26	3/4
日硬産業株式会社	釜山府	26	6/8
日硬商事株式会社	釜山府	26	10/30
日本礦産株式会社	京城府	26	8/6
日本精工株式会社	京城府中区	31	3/8
日本耐火材料株式会社	京城府中区	33	1/5
迫間興業株式会社	釜山府	36	2/1
半島農業土木株式会社	京城府中区	26	1/17
弘中重工業株式会社	京城府龍山区	26	9/7
株式会社福田又商店	京城府中区	31	1/24
釜山鎮埋築株式会社	釜山府	26	5/4

平北鉄道株式会社	京城府中区	26.	3.14
豊国製粉株式会社	京城府	26.	5.14
北鮮製紙化学工業株式会社	咸鏡北道吉州郡	26.	3.14
三井油脂化学工業株式会社	京城府中区	30.11.	4
株式会社 三中井	京城府中区	29.	8.26
宮本商店株式会社	咸鏡北道清津府	26.	8.16
合資会社 森農場	黄海道英海郡	26.	9.7
遊仙鉱業株式会社	京城府鐘路区	32.	3.8
利原鉄山株式会社	京城府中区	27.	5.13
龍峴炭鉱株式会社	咸鏡北道鐘城郡	33.	8.13
金千代倉庫株式会社	平壤府	26.	5.24
黄海農業株式会社	京城府中区	26.	5.24
斎藤合名会社	京城府中区	26.	5.24
斎藤精米株式会社	鎮南浦府	26.	5.24
立石産業株式会社	釜山府	26.11.17	
朝鮮飛行機工業株式会社	京城府中区	32.	5.20
蔚山建設株式会社	釜山府	26.	7.11
大原証券株式会社	京城府中区	35.	9.8
共同漁業株式会社	京城府	26.	7.11

親和木材株式会社	京城府西大門区	3 2	5 / 8
株式会社 成業社	京城府中区	3 3 / 1	1 / 0
朝鮮火災海上保険株式会社	京城府中区	3 4	4 6
株式会社朝鮮商業銀行	京城府中区	3 5	1 2 7
株式会社朝鮮貯蓄銀行	京城府中区	3 4	6 1 7
朝鮮無尽株式会社	京城府中区	3 4 / 1	2 2 6
山高証券株式会社	京城府中区	2 8	5 / 0
秋田水産工業株式会社	咸鏡北道清津府	3 2	5 / 4
株式会社朝興銀行	京城府中区	3 5	6 2 1
朝鮮製鍊株式会社	京城府中区	3 3	8 / 3
株式会社常盤洋行	新義州区	3 2	7 / 5
三国石炭工業株式会社	京城府鐘路区	3 2	5 / 8
森林産業株式会社	釜山府	2 6 / 0	3 0
三宝鉱業株式会社	京城府龍山区	2 7	5 / 3
勝屋証券株式会社	京城府中区	2 7 / 1	2 9
朝鮮米穀倉庫株式会社	京城府中区	2 8	5 2 /
合資会社京城日報社	京城府中区	3 1 / 1	2 / 8
京城土木株式会社	京城府	3 1	5 3 /
朝鮮バリウム工業株式会社	咸鏡北道清津府	3 2	3 8

馬山埋築株式会社	馬山府	3 1. / 2. 7
雄基酒造株式会社	咸鏡北道慶興部	3 1. 4 / 1
合名会社阿川組	京城府	3 1. 8. 2 /
井川工業株式会社	咸鏡北道清津府	3 1. 7. 9
天徳興業株式会社	城津府	3 1. 4. 6
朝鮮鋼材株式会社	京城府	3 2. 2. 9
城津合同木材株式会社	城津府	3 2. 7 / 5
積善殖産合名会社	京城府	3 1. 8. 1
合名会社長井商店	咸鏡北道清津府	3 2. 3. 8
株式会社和信	京城府	3 1. / 2. 4
会寧木材共販組合	咸鏡北道会寧郡	3 1. / 2. 7
藍沢鉸業株式会社	忠清北道義州郡	3 2. 2. 9
咸北倉庫株式会社	咸鏡北道清津府	3 1. / 2. 7
朝鮮特種製紙有限会社	慶尚南道晋州府	3 1. / 2. 7
野呂克産業株式会社	京城府中区	3 2. 3. 8
合資会社黒川組	咸鏡北道清津府	3 2. 5 / 4
北鮮商事合資会社	羅津府	3 2. 2. 9
株式会社清水精米所	釜山府	3 2. 5 / 4
合資会社江口商店	平壤府	3 2. 7 / 5

清津木材共同販売組合	咸鏡北道清津府	3 2. / 1. 2 0
朝鮮中央鋁業株式会社	京城府中区	3 3. 8. / 3
財団法人朝鮮殖産銀行共済会	京城府中区	3 4. 4. 3
朝鮮単式印刷株式会社	京城府西大門区	3 2. 9. 7
西鮮実業株式会社	平壤府	3 2. / 1. 2 0
釜山水産株式会社	釜山府	3 4. 8. 8
株式会社橋口金物店	京城府	3 3. / 1. 6
株式会社萩野商店	釜山府	3 4. 4. / 1
道本合名会社	郡山府	3 4. 4. 3
杉山産業合名会社	京城府中区	3 4. 3. 3 /
石井特殊鋼株式会社	平壤府	3 3. / 2. 2 4
国産自動車株式会社	京城府中区	3 5. 8. / 0
株式会社内谷商店	木浦府	3 4. 5. 7
清津水産株式会社	咸鏡北道清津府	3 4. 6. / 8
大昌興業株式会社	京城府中区	3 5. / 0. 7
立山証券株式会社	京城府中区	3 6. 1. / 1
合計 184法人		

韓國法人所有有価証券調書

別添 2

種 類	朝 鮮 銀 行			朝 鮮 殖 産 銀 行			朝 鮮 信 託 株 式 會 社		
	登 録	現 物	計	登 録	現 物	計	登 録	現 物	計
日 本 国 債	5,862,923,779 <sup>26</sup>		5,862,923,779 <sup>26</sup>	422,803,925	81,384,914	504,188,839	7,731,495	10,204,777 <sup>50</sup>	17,936,272 <sup>50</sup>
朝鮮食糧証券及 び食糧証券		152,006,330 <sup>08</sup>	152,006,330 <sup>08</sup>		18,673,930	18,673,930			
日本貯蓄券									
日本政府保証社債	178,008,300		178,008,300	7,600,000	17,600	7,617,600	1,100,000	570,000	1,670,000
日本地方債	1,322,500		1,322,500						
日本社債	16,108,634		16,108,634		1,310	1,310	1,130,000	1,130,070	2,260,070
貯蓄及報國債券					4,061,076	4,061,076		977,645 <sup>50</sup>	977,645 <sup>50</sup>
其 他 証 券									
計	6,079,368,213 <sup>26</sup>	152,006,330 <sup>08</sup>	6,230,374,543 <sup>84</sup>	430,403,925	104,138,830	534,542,755	11,961,495	12,002,612	23,964,107



種 類	朝鮮貯蓄銀行			合 計		
	登 錄	現 物	計	登 錄	現 物	計
日 本 國 債	127,000,000	32,871,425	159,871,425	7,013,032,799 <sup>76</sup>	135,764,686 <sup>50</sup>	7,148,797,486 <sup>26</sup>
朝鮮食糧証券及食糧証券					152,006,330 <sup>08</sup>	152,006,330 <sup>08</sup>
日 本 貯 蓄 券					18,673,950	18,673,950
日本政庁保証債券				832,658,500	587,600	833,246,100
日 本 地 方 債				1,327,500		1,327,500
日 本 社 債				2,530,401,334	8,901,380	2,619,411,514
貯蓄及報國債券		50,615	50,615		4,380,027 <sup>50</sup>	4,380,027 <sup>50</sup>
其 他 証 券						
計	127,000,000	32,922,040	159,922,040	8,100,058,933 <sup>26</sup>	320,313,974 <sup>08</sup>	8,420,372,907 <sup>84</sup>

種 類	朝鮮金融組合聯合會			朝鮮銀行			朝鮮商業銀行		
	登 録	現 物	計	登 録	現 物	計	登 録	現 物	計
日 本 國 債	280,366,400	92,200	280,463,600	143,455,400	3,312,900	146,768,300	166,751,800	7,893,470	174,645,270
朝鮮食糧証券及 以食糧証券									
日本貯蓄券								20	20
日本政府保証社債	511,300,200		511,300,200	51,550,000		51,550,000	63,100,000		63,100,000
日本地方債									
日本社債	217,526,500	5,770,000	223,296,500	14,990,000	2,000,000	16,990,000	3,285,000		3,285,000
貯蓄及報國債券					145,587	145,587		24,985	24,985
其他証券									
計	1,009,193,100	5,867,200	1,015,060,300	209,995,400	5,458,487	215,453,887	233,136,800	7,918,475	241,055,275